

人権相談窓口のご案内

人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (全国共通)

 **0570-003-110** ゼロ セロ みんなの ひやくとおぼん 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

子どもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料)

 **0120-007-110** ゼロ セロ 子どもの ひやくとおぼん 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

女性の人権ホットライン (全国共通)

 **0570-070-810** ゼロ ナナ セロの ハートライン 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

- パソコン <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>
- 携帯電話 http://www.moj.go.jp/k/SOUDAN/JINKEN/index_k15.html



人権ライブラリーのご案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打ち合わせスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。

遠方の方でも郵送等による貸出も行っています。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのホームページをご参照ください。

人権ライブラリー ※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp
ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>
開館時間 9:00 ~ 17:00 (土日、祝日、年末年始は休館)

本 DVD に収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>

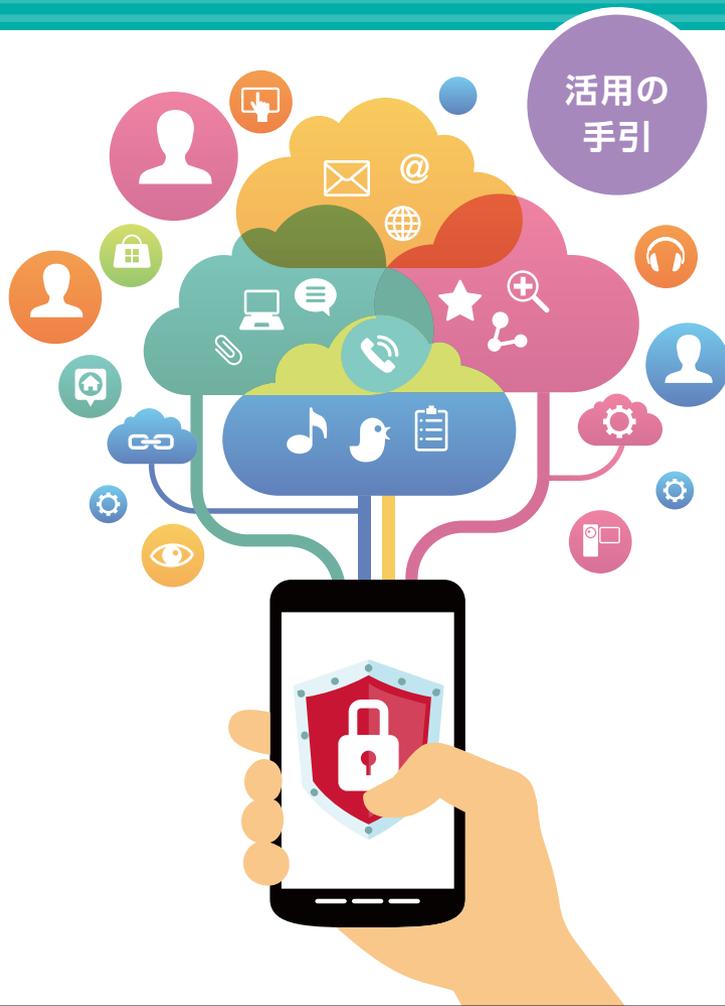
人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

平成28年度 法務省委託事業

インターネットと人権

加害者にも 被害者にもならないために

The Internet and Human Rights
Don't become a perpetrator nor a victim



目次

- 目次 1
- 本作品のねらい 2
- 出演 3
- 監修・出演 4
- 視聴対象 5
- ドラマ・主な登場人物 6
- ドラマあらすじ 7
- ドラマのポイント 8
- インターネットを悪用した人権侵犯事件数の推移 9
- インターネット上の様々な人権問題 10~11
- 急増している深刻な被害 12~13
- インターネットによる被害のきっかけとなるツールの変化 14
- インターネット上で加害者にならないために 15
- インターネットトラブルに遭ってしまったら 16
- 講義例 17~18
- ワークシート 19~20
- 板書例 21~22

DVDの構成 トータルの時間 (30分)

- chapter 1 オープニング (2分3秒)
- chapter 2 ドラマ「下着姿の画像を送信してしまった事例」 (7分28秒)
- chapter 3 解説「インターネットの落とし穴」 (3分39秒)
- chapter 4 ドラマ「無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例」 (8分54秒)
- chapter 5 解説「加害者にも被害者にもならないために」 (4分25秒)
- chapter 6 ドラマ「インターネットの危険性」 (2分58秒)

本作品のねらい

我が国のインターネット利用人口は年々増加し、「平成27年通信利用動向調査」(総務省)によると平成27(2015)年末のインターネット利用者数は1億46万人(人口普及率83.0%)となっており、私たちの生活を豊かにするとともに欠かすことのできないものとなっています。

しかし一方で、インターネットの匿名性を悪用した他人への誹謗中傷、根拠のない無責任な噂、個人情報の無断掲載、差別的書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる行為は後を絶たず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットとした犯罪が大きな社会問題になっています。

また、インターネットに関する知識や意識が十分でない中学生や高校生は、被害者になるだけでなく、意図せず加害者にもなることも少なくありません。

本作品(DVD)は、主に中高生やその保護者、教職員を対象に、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、わかりやすくまとめています。



出演

出演



高橋 みなみ

平成17(2005)年、アイドルグループAKB48 第1期生メンバーとして活動を開始し、AKB48グループ初代総監督を務めた。
平成28(2016)年4月、AKB48を卒業。
現在TVやラジオ番組などに出演するなど幅広く活動中。

監修・出演

監修・出演



一般財団法人インターネット協会
主幹研究員
大久保 貴世 (おおくぼたかよ)

<職歴>

商社、メーカーお客様相談室等を経て、平成7(1995)年より現職。

SNS(Social Networking Service)等の安全対策マニュアル『その時の場面集』の作成、インターネット利用手記コンクールの実施、東京都青少年ネットトラブル相談窓口「こたエール」相談対応、などを担当。

トラブルの事前予防策やトラブル後の対処法を広く周知するため、青少年・保護者・教職員向けの講演や映像教材の監修等にも携わる。

<主な委員等実績>

警察庁「児童の安全・安心なインターネット利用に資する方策に関する研究会」

文部科学省「消費者教育推進委員会」「中高生を中心とした子供の生活習慣づくりに関する検討会」「情報教育指導力向上支援事業(情報モラル)協力者会議」

視聴対象

中学生
高校生

インターネットの危険性について理解を深めると同時に、身を守るための知識と安全な利用法について学ぶ。

教師
指導者

子どもたちがインターネットを利用する上での危険性と安全な利用法を理解し、子どもたちを指導するための教材として活用する。

保護者

保護者の立場から、子どもたちがインターネットを利用する上での危険性と安全な利用法を理解し、子どもたちと一緒に学ぶ。



ドラマ・主な登場人物

主な登場人物



香奈
高校一年の女子。



美由
高校一年の女子。



麻里絵
高校一年の女子。



“愛ちゃん”を装う男
架空の“女子高生の愛ちゃん”を装い、
香奈とSNS (Social Networking Service) で
やりとりしている。
実は、30歳代の男。



麻里絵につきまとう男
ネット上に書き込まれた情報を基に、
麻里絵につきまとう大学生の男。

ドラマあらすじ

ドラマ① 下着姿の画像を送信してしまった事例

chapter 2 高校一年生の麻里絵の家に、クラスメイトの美由、香奈が泊りに来る。三人は、家の玄関先や夕食の様子、部屋の中などもスマートフォンのカメラで記念撮影する。香奈にはSNSで知り合った“愛ちゃん”というネット上の同い年の友達がいる。香奈は、“愛ちゃん”の言葉巧みな要求に応じ、自画撮りした下着姿の写真を送信してしまう。しかし“愛ちゃん”は、実は女子高生を装った30歳代の男であった。その写真を口実に、香奈は男から実際に会うよう脅される。それを香奈は拒否するが、男は憤慨する。そして、香奈の下着姿の写真がネット上に公開されてしまう。

ドラマ② 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例

chapter 4 麻里絵は、ネット上の美由の日記にお泊りのときの写真が掲載されているのを見つける。麻里絵は無断で写真を掲載したことを抗議するが、美由は取り合おうとしない。ある日、麻里絵のスマートフォンに見知らぬ男からのメールが届く。男は、麻里絵の学校や塾をネット上の写真の情報から割り出さつきまとい、自宅の前で待ち伏せするようになる。それを知ったクラスメイト達は、原因を作った美由を無視する。しかし、麻里絵の写真やメールアドレスがネット上に掲載されたのは、クラスメイトの俊太の軽い気持ちでの書き込みが発端だった。



ドラマのポイント

- ドラマ①**
- インターネットは相手の正体がわからないので知らない相手とのやり取りには注意が必要。
 - 「なりすまし」や「架空の人物」を装っている場合があるので、安易に会わない。
 - 自分の下着姿や裸体などの性的な画像を撮影したりメールで送ったりしない。

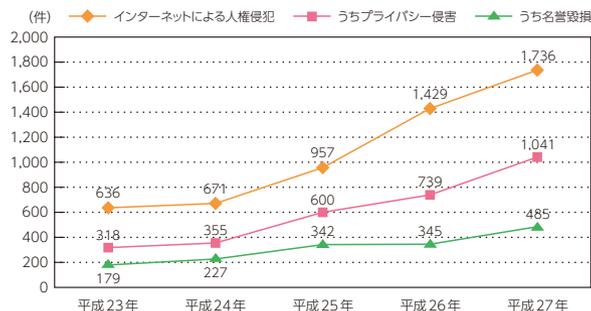
- ドラマ②**
- 他人のプライバシーにかかわる映像や情報を、本人に無断でネット上に掲載しない。
 - 写真に写りこんでいる映像から個人情報が分かってしまうことがあるので注意する。
 - 写真には設定により位置情報が記録されているので、位置情報の扱いに注意する。
 - インターネット上に掲載した写真や情報は、完全に削除することが難しい。



インターネットを悪用した人権侵犯事件数の推移

インターネットの急速な普及により、インターネットを悪用した人権侵犯事件が急増しています。法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した事件のうち、インターネットを悪用した人権侵犯事件数は年々増加し過去3年間で2.5倍以上となっています。

● インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移



出典：法務省「平成27年における「人権侵犯事件」の状況について」

インターネット上の様々な人権問題

① ネットいじめ

ネットいじめの特徴は、匿名である、情報が瞬時に広がる、発覚しにくいなどがあります。ネットいじめは陰湿に繰り返されることから、人の心を深く傷付け、時には命にかかわるほどの深刻な事態になることがあります。

平成25(2013)年に公布された「いじめ防止対策推進法」では、国や地方公共団体、学校による、組織的な取組が求められています。

※同法第2条には、ネットいじめもいじめに含まれることが明記されています。

② リベンジポルノ・児童ポルノ

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為(いわゆる「リベンジポルノ」)が多数発生しています。このような行為によって、被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされています。

平成26(2014)年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」、いわゆるリベンジポルノ防止法が施行され、性的画像をネットに掲載する行為や、ネットに掲載させる目的で第三者に渡す行為は、公表罪や公表目的提供罪に問われることとなりました。

③ 個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

④ 捜査対象者の個人情報掲載

捜査対象者の個人情報をSNSでシェアしたり、掲載したりすることは、その対象者にとどまらず、対象者の家族、及び被害者とその家族や、本来無関係であるかもしれない人々への中傷へと被害が拡大し、著しい人権侵害につながります。

⑤ 著作権侵害

他人が作った著作物(映像・写真・音楽・小説など)を無断でインターネット上に掲載したり、販売又は有料配信されている音楽や映像を「違法ダウンロード」したりすることは、著作権の侵害になり、刑罰の対象となります。

⑥ 性犯罪

最近は、出会い系サイトだけでなく、一般のコミュニティサイトや無料通信アプリのIDを交換するサイトを経由して知り合った異性により、トラブルに巻き込まれ、犯罪にまで発展してしまうケースもあります。

◎ ネット中毒・ネット依存

近年、中高生によるパソコンやスマートフォンでのWebサイト・動画・ネットゲームや、携帯メール・SNSの接触時間の急増などによる生活リズムの乱れが指摘されています。インターネットを長時間利用することによる弊害は、健康への悪影響ばかりでなく、学習時間の減少による学力の低下へとつながってしまいます。

インターネットを利用する際には、利用時間を制限するルールを設けるなど、生活習慣のリズムを乱さないよう心がけましょう。

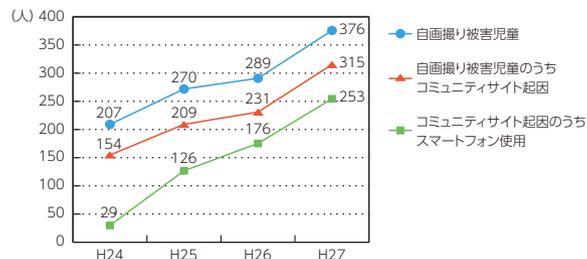
(法務省 「あなたは大丈夫? 考えよう!インターネットと人権」より)

急増している深刻な被害

○ 自撮り被害

インターネット上の人権問題の中で、児童生徒に対する性犯罪は深刻な被害をもたらします。最近増えており注意が必要なのが「自撮り被害」です。コミュニティサイトなどを通じて知り合った、面識のない相手の言葉に操られ、自ら、自分の裸体などを撮影し、メール等で送信する行為です。

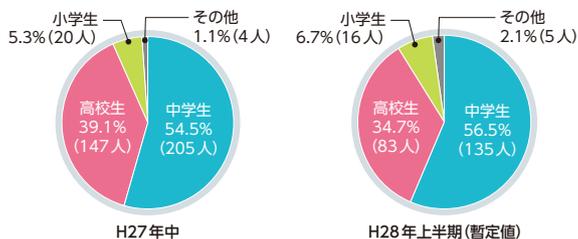
● 自撮り被害にあった児童の推移 (警察庁)



「自撮り被害にあった児童の推移」(警察庁)
(http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/selfy.pdf)を加工して作成

特に、中学生や高校生が自撮り被害に遭うことが多いという状況もあるため、注意が必要です。

● 自撮り被害に遭った児童の学職別の割合



「自撮り被害に遭った児童の学職別の割合」(警察庁)
(http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/newsrelease/selfy.pdf)を加工して作成

対策の強化

平成27(2015)年7月15日には法律が改正され、児童ポルノの規制が強化されました。

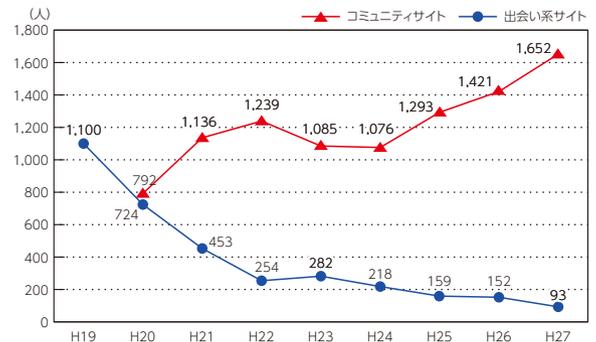
自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持罪の罰則が適用され、違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第1項)

インターネットによる被害のきっかけとなるツールの変化

青少年にとって深刻な人権侵害である性的被害のきっかけは、かつては、出会い系サイトが主なものでしたが、近年、より身近に感じられる、コミュニティサイト(SNS、無料通話アプリのIDを交換する掲示板など)に変化しています。楽しいコミュニケーション手段であるはずのサイトやアプリですが、利用する際には、危険な犯罪に巻き込まれることがないか、注意を怠らないことが重要です。

(法務省「あなたは大丈夫? 考えよう!インターネットと人権」より)

●コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移



※コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

出典：警察庁ウェブサイト(https://www.npa.go.jp/cyber/statics/h28/h28f_community.pdf)

インターネット上で加害者にならないために

インターネットは、匿名で簡単に情報発信できたり、瞬時に情報を世界中に伝えられるなど、とても便利なツールです。しかしその一方で、使い方を間違えると人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い次第で「加害者」にもなるおそれがあります。

加害者にならないために気をつけること・・・

①他人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない

※写真のデータに位置情報が記録されている場合、これを悪用される場合がある。

※位置情報のほか、写真に写っている情報をつなぎ合わせると個人が特定できる可能性がある。

②知り合いのIDやメールアドレス、住所等の個人情報を無断で掲載しない

③他人の悪口や差別的な内容は書き込まない

④根拠のないうわさは掲載しない。

⑤暴力的な言葉遣いをしない。

⑥雑誌や書籍に載っているマンガ・写真・記事などを勝手に掲載しない。

⑦他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない。

(法務省「あなたは大丈夫? 考えよう!インターネットと人権」より)

インターネットトラブルに遭ってしまったら

インターネット上でこんなことがあったら・・・

「自分の悪口が書かれていた」

「自分の写真や個人情報が無断で掲載されていた」

●インターネットのトラブルに遭ってしまったら、一人で悩まずに、まず保護者や先生など信頼できる大人に相談しましょう。

●保護者や先生に相談しにくい場合は、最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口にご相談しましょう。全国の法務局や地方法務局では、相談者に削除依頼の方法の助言をしたり、被害者の力で被害の回復をすることが困難な場合は、削除要請なども行います。(相談無料／秘密厳守／電話・メールでの相談可)

●犯罪に巻き込まれそうな場合は、迷わず警察に相談しましょう。掲載内容等を印刷したものが証拠になりますので、当該URL(ホームページのアドレス)と一緒に持参しましょう。

※ 人権相談窓口の情報は、本「活用の手引き」の裏表紙をご参照ください。

講義例① (50分)

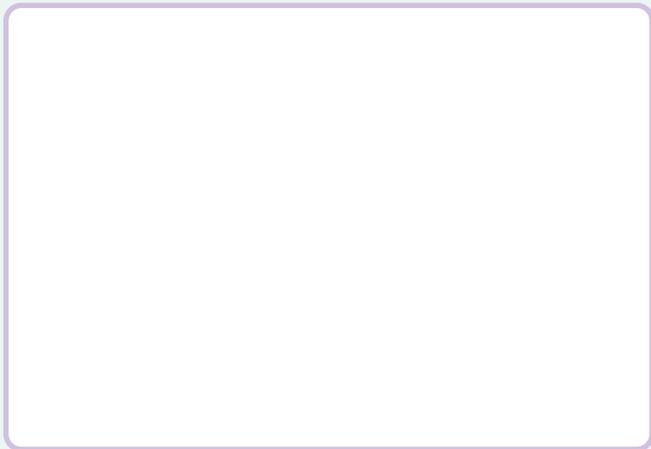
時間	講義内容	講義のポイント	用具
導入 (5分)	「みなさんはスマホ、パソコンなどを持っていますか?インターネットの危険性について、知っていることはありますか?」	● 今回の講義のテーマを提示する	黒板 チョークなど ※板書例: P.21~P.22参照
DVD視聴 (30分)	「(インターネットの使い方によっては)自分の身近に危険があるという意識しながら視聴してください」	● DVDの視聴にあたってのポイントを視聴者に分かりやすく解説する	DVD プレーヤーなど
ワークシート 記入(5分)	「今視聴した内容を思いだし、普段の自分自身のこと振り返りながらワークシートに記入してください」	● 作品の視聴から、視聴者自身の考えなどを整理させる	ワークシート (P.19、P.20参照) 黒板 チョークなど ※板書例: P.21~P.22参照
グループ 討議 (5分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	● 自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	
発表 (5分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください	● 様々な意見を聞くことで、意識を深め、気付きを促す	

講義例② (90分)

時間	講義内容	講義のポイント	用具
導入 (5分)	「みなさんはスマホ、パソコンなどを持っていますか?インターネットの危険性について、知っていることはありますか?」	● 今回の講義のテーマを提示する	黒板 チョークなど ※板書例: P.21~P.22参照
DVD視聴 (チャプター 1~3 (15分))	「SNSなどで会ったことのない人と交流することはありませんか?どんなことに気をつけなければいけないと思いますか?」	● DVDの視聴にあたってのポイントを視聴者に分かりやすく解説する	DVD プレーヤーなど
ワークシート ①②③を記入 (5分)	「今視聴した内容を思いだし、普段の自分自身のこと振り返りながらワークシートに記入してください」	● 作品の視聴から、視聴者自身の考えなどを整理させる	ワークシート 黒板 チョークなど
グループ 討議 (15分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	● 自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	
DVD視聴 (チャプター 4~5 (15分))	「他の人の顔や情報が写っている写真、個人情報などをかかってにネット上にあげたことがありますか?」	● DVDの視聴にあたってのポイントを視聴者に分かりやすく解説する	DVD プレーヤーなど
ワークシート ④⑤⑥を記入 (5分)	「今視聴した内容を思いだし、普段の自分自身のこと振り返りながらワークシートに記入してください」	● 作品の視聴から、視聴者自身の考えなどを整理させる	ワークシート 黒板 チョークなど ※板書例: P.21~P.22参照
グループ 討議 (15分)	「ワークシートに書いた内容について、グループで話し合ってみてください」	● 自分の意見を客観的にとらえ、他者の意見も踏まえながら認識を深める	
発表 (15分)	グループの代表を決め、話し合った内容について発表してください	● 様々な意見を聞くことで、意識を深め、気付きを促す	

ワークシート

1 「ドラマ」を視聴した感想を書きましょう。



2 インターネットの危険から身を守るには、どんなことに気をつければ良いと思いますか？



3 インターネット上のトラブルに遭ったときには、どうすればよいと思いますか？



4 インターネットを気持ちよく、安心・安全に利用するためには必要なことは何だと思いますか？



板書例

インターネットを悪用した人権侵害

- 他人への誹謗中傷
- 根拠のない無責任な噂
- 個人情報の無断掲載
- 差別的書き込み

インターネット被害の増加

- ネットいじめ
 - リベンジポルノ・児童ポルノ
 - 個人情報の無断掲載
 - 捜査対象の未成年の個人情報掲載
 - 著作権侵害
(他人が作った映像・写真・音楽・小説などを
ネット上にアップ)
 - 性犯罪
-
- ◎ ネット中毒・ネット依存になってない？

インターネット被害から身を守るために

- 簡単に相手を信用しない
- 性的な画像や動画の場合、信頼できる友人や恋人でも送信しない
- 誘われても絶対に会わない
- 被害にあったときは、必ず大人や専門の相談機関に相談する

インターネットに動画や写真を投稿するときの注意点

- 写真等を投稿する時は、必ず相手に確認
- 色々な人に見られることを考えて投稿する
- 他人が作った映像や著作物を無断で公開しない

まとめ

- ちょっとネットから離れてよく考えてみる
- 親や先生に相談する
それがしにくい場合は 専門機関に相談する
- 自分の個性を大切にする
そうすると相手の個性もみえてきて尊重できるようになる

※ P.17～P.18の「講義例」、及びP.19～P.20の「ワークシート」も併せてご参照の上、適宜ご活用ください。